

第63期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年5月23日（金曜日）午前10時

（受付開始：午前9時15分）

（会場である「サントミューゼ」は、午前9時に開場されます。
それ以前は入館できませんのでご注意ください。）

場所

長野県上田市天神三丁目15番15号

サントミューゼ（上田市交流文化芸術センター）

大ホール

株主総会のお土産をご用意しておりません。
予めご了承ください。

株式会社 竹内製作所

証券コード：6432

目次

招集ご通知

第63期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	10
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額改定の件	13
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件	14

招集通知

事業報告

1. 企業集団の現況	17
2. 会社の株式の状況	26
3. 新株予約権等の状況	26
4. 会社役員の状況	27
5. 会計監査人の状況	33

連結計算書類	34
--------	----

計算書類	36
------	----

監査報告	38
------	----

株主各位

証券コード 6432
(発送日) 2025年5月2日
(電子提供措置の開始日) 2025年4月23日
長野県埴科郡坂城町大字上平205番地

株式会社 竹内製作所
代表取締役社長 竹内 敏也

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知につきましては、法令および定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、すべての株主様に対して送付しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.takeuchi-mfg.co.jp/ir/event/event_03.html



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6432/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「竹内製作所」または証券コードに「6432」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。）

また、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁のご案内にしたがって、2025年5月22日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2025年5月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分） （会場である「サントミュージゼ」は、午前9時に開場されます。それ以前は入館できませんのでご注意ください。）</p>				
<p>2 場 所</p>	<p>長野県上田市天神三丁目15番15号 サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</p>				
<p>3 目的事項</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="388 435 489 459">報告事項</td> <td data-bbox="535 435 1353 598"> <p>1. 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類の内容報告の件</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 606 489 630">決議事項</td> <td data-bbox="535 606 1353 771"> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</p> <p>第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件</p> </td> </tr> </table>	報告事項	<p>1. 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類の内容報告の件</p>	決議事項	<p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</p> <p>第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件</p>
報告事項	<p>1. 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類の内容報告の件</p>				
決議事項	<p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件</p> <p>第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件</p>				
<p>4 議決権行使等についてのご案内</p>	<p>3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。</p>				

以上

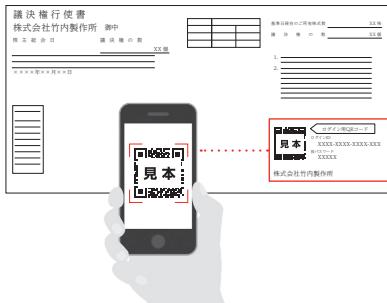
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者を同伴してご出席いただくことができますので、当日受付にてお申し出ください。ただし、通訳者や介助者が議決権の行使や質問をすることはできませんので、ご了承ください。
- 車いすでご出席の方には、会場内に専用スペースを設けております。また、ご利用いただける多目的トイレは、1Fと2Fにございます。
- 電子提供措置事項のうち、法令および当社定款第15条第2項に基づき、次に掲げる事項につきましては本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 したがって、本招集ご通知は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

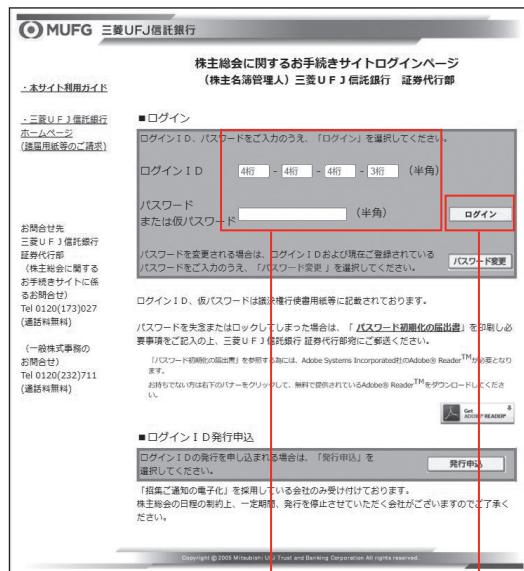
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・
仮パスワード」を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。経営体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%を目安として、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

このような方針のもと当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

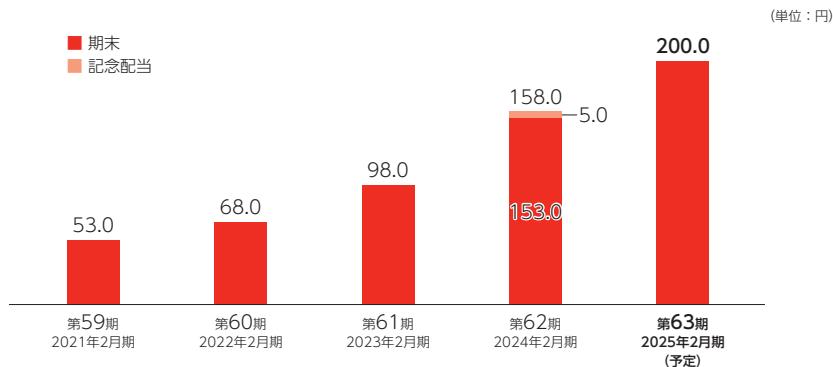
配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき200円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**9,257,034,600円**となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月26日といたしたいと存じます。

(ご参考)
1株当たり
配当金の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の指名については、指名諮問委員会の答申を経て、取締役会で決定しております。また、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1 再任	たけうち あきお 竹内 明雄	男性	代表取締役会長	13回/15回 (86.7%)
2 再任	たけうち としや 竹内 敏也	男性	代表取締役社長 監査室担当	15回/15回 (100%)
3 再任	わたなべ たかひこ 渡辺 孝彦	男性	取締役 購買部、生産管理部、品質部、戸倉工場担当	15回/15回 (100%)
4 再任	クレイ ユーバンクス Clay Eubanks	男性	取締役 営業部、アフターセールスサポート部担当	15回/15回 (100%)
5 再任	こばやし おさむ 小林 修	男性	取締役 経営管理部、総務部、法務室、人事部、 情報システム部担当	15回/15回 (100%)
6 再任	よこやま ひろし 横山 浩	男性	取締役 開発部、本社工場、青木工場、生産技術部担当	15回/15回 (100%)

*上記の取締役会回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

候補者番号	氏名・性別（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	たけうち あきお 竹内 明雄 男性 (1933年11月3日生)	1963年 8月 当社設立、代表取締役社長 2019年 5月 当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役会長 TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役社長 TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役社長 竹内工程機械（青島）有限公司董事長 公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会代表理事	0株

【取締役候補者とした理由】

竹内明雄氏は、1963年に当社を設立して以来、創業者として長らく当社を成長発展させてきた実績を有し、企業経営の長い経験と豊富な実績に基づいた優れた経営能力を有しております。これまでの豊富な経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号	氏名・性別（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	たけうち としや 竹内 敏也 男性 (1963年1月9日生)	1985年 4月 当社入社 2004年 5月 当社取締役村上工場長 2008年 5月 当社取締役副社長 2011年 5月 当社取締役副社長 製造、品質、調達部門統括 2014年 5月 当社取締役副社長 2016年 5月 当社取締役副社長 生産、開発、品質部門管掌 2017年 5月 当社取締役副社長 2018年 5月 当社取締役副社長 生産、品質、総務、経営管理、情報システム部門管掌 2019年 5月 当社代表取締役社長 監査室、営業部、本社工場、戸倉工場担当 2020年 5月 当社代表取締役社長 監査室、本社工場、戸倉工場担当 2021年 6月 当社代表取締役社長 監査室、本社工場、戸倉工場、生産技術部担当 2022年 5月 当社代表取締役社長 監査室担当（現任） （重要な兼職の状況） TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役 TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役 TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役 竹内工程機械（青島）有限公司董事	2,656,013株

【取締役候補者とした理由】

竹内敏也氏は、生産部門を中心に製造および品質強化を主導してまいりました。2019年5月に代表取締役社長に就任後は、不透明な事業環境の中、強力なリーダーシップを発揮し、果敢に経営課題の解決に取り組み、成果をあげてまいりました。また中期経営計画の策定を主導し、事業の拡大および強化を推進しております。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号	氏名・性別（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	わたなべ たかひこ 渡辺 孝彦 男性 (1960年4月28日生)	2006年 4月 当社入社 2016年 5月 当社執行役員管理購買部長 2016年 6月 当社執行役員購買部長 2018年 5月 当社取締役購買部長 生産管理部管掌 2019年 5月 当社取締役購買部長 品質部、生産管理部担当 2021年 6月 当社取締役管理購買部長 品質部担当 2022年 5月 当社取締役管理購買部長 品質部、戸倉工場担当 2024年 5月 当社取締役 購買部、生産管理部、品質部、戸倉工場担当（現任） （重要な兼職の状況） 竹内工程機械（青島）有限公司董事	3,257株

【取締役候補者とした理由】

渡辺孝彦氏は、2006年に入社して以来、一貫して調達部門に所属し、適正な品質の部材を最適なコストで安定的に調達することに尽力し実績を残してきたことで、当社の業績向上に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名・性別（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 再任	クレイ ユーバンクス Clay Eubanks 男性 (1964年11月16日生)	1984年 9月 TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.入社 セントラルリージョンセールスマネージャー 2000年 1月 同社副社長ゼネラルマネージャー 2003年 1月 同社取締役社長 2018年 5月 当社常務執行役員 2019年 5月 当社取締役 グローバル営業推進担当 2020年 5月 当社取締役営業部長 部品部担当 2021年 5月 当社取締役営業部長兼部品部長 2023年 3月 当社取締役営業部長兼アフターセールスサポート部長 2024年 5月 当社取締役 営業部、アフターセールスサポート部担当（現任） （重要な兼職の状況） TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役副会長 TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役 TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役	3,965株

【取締役候補者とした理由】

クレイ・ユーバンクス氏は、米国販売子会社の社長として、また2019年からは当社の販売部門の取締役として、市場開拓と販売拡大に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、また取締役会の国際性と多様性が図られることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名・性別（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任	小林 修 おさむ 男性 (1959年5月14日生)	2015年10月 当社入社、内部監査室長 2016年 6月 当社生産管理部長 2017年 5月 当社経営管理部長 2018年 5月 当社執行役員経営管理部長 2019年 5月 当社取締役経営管理部長 総務部、情報システム部担当 2021年 1月 当社取締役経営管理部長兼総務部長 情報システム部担当 2023年 1月 当社取締役経営管理部長 総務部、人事部、情報システム部担当 2024年 7月 当社取締役 経営管理部、総務部、人事部、情報システム部担当 2024年10月 当社取締役 経営管理部、総務部、法務室、人事部、情報システム部担当（現任）	2,629株

【取締役候補者とした理由】

小林修氏は、前勤務先の上場会社で管理部門担当取締役としての業務経験を有し、2015年に入社後は内部監査室長、生産管理部長、経営管理部長および総務部長を歴任し、経営体制の整備面で大きく貢献しております。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名・性別（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 再任	横山 浩 ひろし 男性 (1962年1月17日生)	1985年 4月 当社入社 2016年 5月 当社開発部長 2018年 5月 当社執行役員開発部長 2020年 5月 当社取締役開発部長 2022年 6月 当社取締役開発一部長 開発二部、本社工場、生産技術部担当 2023年 6月 当社取締役開発一部長 開発二部、本社工場、青木工場、生産技術部担当 2024年 5月 当社取締役 開発部、本社工場、青木工場、生産技術部担当（現任）	29,822株

【取締役候補者とした理由】

横山浩氏は、1985年に入社して以来、一貫して開発部門に所属し、現在は開発部門の取締役として、各種新製品開発プロジェクトを推進統括し、新製品をタイムリーに市場に送り出し続けることで、当社の業績拡大に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者竹内明雄氏の所有する当社株式の数は0株となっておりますが、同氏が所有していた当社株式の数2,702,100株を、2017年1月31日付で、同氏が代表理事を務める公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会に寄付された旨の報告を受けております。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。（1株未満切捨て表示）
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合、各氏は引き続き被保険者となります。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役5名のうち、宮田裕子氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、小林明彦氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案が承認されますと、本総会終結時における監査等委員である取締役は5名となります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1 再任 社外 独立	<small>みやた ゆうこ</small> 宮田 裕子	女性	社外取締役 監査等委員	14回/15回 (93.3%)	14回/15回 (93.3%)
2 新任 社外 独立	<small>あんどう くにたけ</small> 安藤 国威	男性	—	—	—

*上記の取締役会回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

	氏名・性別（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p style="font-size: 2em; color: red; text-align: center;">1</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 2px;">再任</div> <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px 5px;">独立</div> </div>	<p style="text-align: center;">みやた ゆうこ 宮田 裕子 女性 (1964年8月1日生)</p>	<p>1989年 4 月 日本リーバ株式会社（現 ユニリーバ・ジャパン株式会社）入社 2001年 1 月 同社 人事部人材開発ディレクター 2004年 5 月 Unilever PLC（ユニリーバ英国本社） 出向 人事戦略本部 2005年 7 月 ユニリーバ・ジャパン株式会社 取締役人事総務本部長 2013年 5 月 パイエルホールディング株式会社 執行役員人事本部長 2021年 1 月 人事コンサルタント（個人事業主）（現任） 2023年 5 月 株式会社ローソン 社外監査役（2025年5月退任予定） 2023年 5 月 当社社外取締役<監査等委員>（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 人事コンサルタント（個人事業主） 株式会社ローソン 社外監査役（2025年5月退任予定）</p>	210株

宮田裕子氏は、社外取締役候補者であります。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

宮田裕子氏は、米国や英国での海外勤務を含めグローバルな経験を有する人物であり、ユニリーバ社およびパイエル社の日本法人にて、経営メンバーとして事業全般の意思決定、ガバナンス、コンプライアンスに関わり、特に人事面（グローバル人材の育成、ダイバーシティ&インクルージョン、労働安全衛生、職場環境の向上等）では、現場のオペレーションからグローバル本社の戦略的プロジェクトに至るまで、豊富な経験と深い見識を有しております。その知見を活かして、当社の経営を監査・監督いただくとともに、当社が取り組む ESG 課題に関して有効な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

【独立役員の届出について】

宮田裕子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所が定めに基づく独立役員の要件も満たしております。また、当社では、同氏および同氏が所属する組織・団体との取引はないことから社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である取締役との責任限定契約】

当社は、宮田裕子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p style="font-size: 2em; color: red; text-align: center;">2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px; text-align: center;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px; text-align: center;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px; text-align: center;">独立</div>	<p style="text-align: center;">あんどう くにたけ 安藤 国威 男性 (1942年1月1日生)</p>	1969年 4月 ソニー株式会社入社	0株
		1979年 8月 ソニー・プルデンシャル生命保険株式会社 (現ソニー生命保険株式会社) 代表取締役常務	
		1991年 4月 Sony Engineering and Manufacturing Company of America社長 兼 Sony America COO	
		1994年 6月 ソニー株式会社 取締役	
		2000年 6月 同社 代表取締役社長兼COO	
		2005年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (現ソニーフィナンシャルグループ株式会社) 代表取締役会長 兼 ソニー生命保険株式会社 会長	
		2011年 6月 ソニー生命保険株式会社 名誉会長	
		2018年 4月 公立大学法人長野県立大学 理事長	
		2024年10月 公立大学法人長野県立大学 顧問 (現任)	
		(重要な兼職の状況) 公立大学法人長野県立大学 顧問	

安藤国威氏は、社外取締役候補者であります。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

安藤国威氏は、日本を代表するグローバル企業の経営トップを経験した人物であり、ソニー株式会社ではパーソナルコンピューターの「VAIO」、デジタルカメラ、携帯電話の事業化を主導し、同社を大きく変えるビジネスモデルを開拓されました。長野県立大学では開校の準備段階から深く関わり、理事長として、グローバルな視野を持ったリーダーの育成に取り組みました。その知見を活かして、当社の経営を監査・監督いただくこと、および当社の経営戦略や人材育成に関して有効な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。

【独立役員の届出について】

安藤国威氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしております。また、当社では、同氏および同氏が所属する組織・団体との取引はないことから社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

安藤国威氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者のうち、宮田裕子氏は、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。本議案において候補者のうち、宮田裕子氏の選任が承認可決された場合、同氏は引き続き被保険者となります。また、候補者のうち、安藤国威氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、その保険料は全額当社が負担する予定であります。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 宮田裕子氏の戸籍上の氏名は矢嶋裕子です。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2023年5月25日開催の第61期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、経済環境や経営環境の変化により、取締役の責務や期待される役割が増大していることなど諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額600百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

取締役の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告28頁から30頁に記載のとおりであります。本議案の内容につきましては、報酬諮問委員会から当該方針に沿って取締役の個人別の報酬額を定めるために必要かつ合理的な内容である旨の答申を得て、取締役会で決定しているため、相当であると判断しております。また、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は現在と同数の6名となります。

監査等委員である取締役の報酬額改定の内

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2023年5月25日開催の第61期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、経済環境の変化や、優秀な人材を確保するにふさわしい報酬水準の維持など諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

取締役の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告28頁から30頁に記載のとおりであります。本議案につきましては、監査等委員である取締役の職務および責任ならびに人員の増加を勘案し、相当であると判断しております。また、本議案については、監査等委員である取締役各氏において検討がなされ、特段指摘すべき事項はないとの結論に至りました。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は現在と同数の5名となります。

<ご参考>取締役会の構成

以下の取締役会の構成は本株主総会における第2号議案、第3号議案が原案どおり、ご承認いただいた場合を前提に作成しております。

氏名	役職	社外	企業経営・経営戦略	研究開発	営業・マーケティング	製造・調達・品質管理	法務・コンプライアンス	財務・会計	国際性・海外経験	サステナビリティ	人財戦略
竹内 明雄	代表取締役会長		●	●	●	●					
竹内 敏也	代表取締役社長		●	●	●	●	●	●	●	●	●
渡辺 孝彦	取締役					●					
Clay Eubanks	取締役				●				●		
小林 修	取締役		●				●	●		●	●
横山 浩	取締役			●		●					
草間 稔	取締役 常勤監査等委員						●	●			
岩淵 道男	取締役 監査等委員	●					●	●			
宮田 裕子	取締役 監査等委員	●	●				●		●	●	●
織 英子	取締役 監査等委員	●					●				●
安藤 国威	取締役 監査等委員	●	●		●	●	●	●	●	●	●

※上記一覧表は、特に活躍を期待する分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

<ご参考>

株式会社竹内製作所 社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえ、以下のとおり、社外取締役の独立性判断基準を定め、社外取締役（その候補者を含む）が以下のいずれの項目にも該当しないと判断される場合に、十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在または過去10年間のいずれかに、当社および当社の子会社の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員その他の使用人であった者
2. 現在または過去3年間のいずれかに、以下の(1)～(10)のいずれかに該当する者
 - (1) 当社を主要な取引先とする者（*1）またはその業務執行者
 - (2) 当社の主要な取引先（*2）またはその業務執行者
 - (3) 当社の主要な借入先（*3）またはその業務執行者
 - (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（*4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
 - (5) 当社の会計監査人である監査法人に所属していた者
 - (6) 当社の主幹事証券の業務執行者
 - (7) 当社の主要株主（*5）またはその業務執行者
 - (8) 当社が主要株主（*5）である会社の業務執行者
 - (9) 当社から多額の寄付等（*6）を受ける者またはその業務執行者
 - (10) 当社との間で相互派遣している会社の業務執行者
3. 現在または過去1年間のいずれかに、次の（1）または（2）に該当する者の配偶者または2親等内の親族
 - (1) 当社および当社の子会社の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員またはその他の使用人
 - (2) 上記2（1）～(10)のいずれかに該当する者が重要な者（*7）である場合

*1：当社を主要な取引先とする者とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社との取引額が当該取引先の売上高2%を超える者をいう

*2：当社の主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の当該取引先との取引額が当社の売上高の2%を超える者をいう

*3：当社の主要な借入先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の当該借入先からの借入額が当社の総資産の2%を超える者をいう

*4：多額の金銭とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、年間1,000万円を超える額をいう

*5：主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう

*6：多額の寄付等とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円を超える額をいう

*7：重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう

以上

事業報告 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは第三次中期経営計画（2023年2月期から2025年2月期まで）において、①人的資本への投資、②製品開発のスピードアップ、③生産能力の増強、④販売網の拡充とアフターパーツの拡販、⑤サステナビリティ経営の推進を重点施策として取り組みました。2022年9月からセミノックダウン方式によりクローラーローダーの生産を開始した米国サウスカロライナ州の工場に続き、2023年9月に長野県小県郡青木村の青木工場におきまして、4トンから9トンのミドルクラスのショベルの生産を開始しました。当中期経営計画での生産能力目標を2024年8月末に達成し、既存の本社工場と合わせた生産能力は概ね1.5倍となりました。また、2024年7月にはホイール式油圧ショベル「TB370W」を市場投入し、新製品を加えた豊富な製品ラインナップで、市場シェアの拡大に取り組みしました。

当中期経営計画の最終年度となる2025年2月期の連結会計期間（2024年3月1日から2025年2月28日まで）における当社グループの販売台数は、主に欧州市場での建設機械の需要減速により、前連結会計年度を下回りました。

北米では、住宅ローン金利と住宅価格の高止まりにより、新築住宅の着工件数は調整局面が継続していることに加え、関税引き上げの影響が懸念されるなど先行き不透明感が強まりました。当第4四半期で主力製品の販売が落ち込んだ影響により、前連結会計年度比で販売台数は減少しました。欧州では、低調な経済環境が継続し、建設機械のみならず全般において投資意欲が減退しております。クローラーローダーの販売は順調に推移しましたが、国ごとに差はあるもののミニショベル及び油圧ショベルの販売が低調に推移したため、販売台数は前連結会計年度を大きく下回りました。

当連結会計年度の受注高は1,627億5千万円（前連結会計年度比7.9%増）となりました。受注高が前連結会計年度比で増加しておりますが、これは主に当第4四半期において、米国販売子会社のディーラーからの受注が増加したことによるものです。当連結会計年度末の受注残高は、前連結会計年度末に比べ504億7千9百万円減少し、784億1千7百万円となりました。

以上により、当連結会計年度の販売台数は前連結会計年度を下回りましたが、円安影響と製品価格の値上げ等により、売上高は過去最高の2,132億3千万円（前連結会計年度比0.3%増）となりました。利益面におきましては、部品調達価格の上昇や原材料棚卸資産の評価減、2023年9月に稼働開始した青木工場の減価償却費や労務費等の減益要因はあったものの、円安影響、製品価格の値上げ等の増益要因により、営業利益は371億4千2百万円（同5.2%増）となり、経常利益は356億8百万円（同0.4%増）となりました。なお、原材料棚卸資産の評価減

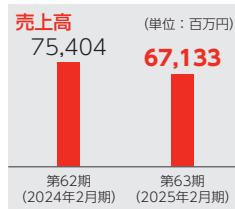
につきましては、電池式ショベルの売れ行きが想定を大きく下回っており、販売拡大を見越して先行手配したバッテリー等の関連部品が滞留在庫となったため、簿価を26億5千9百万円切り下げたことによるものです。親会社株主に帰属する当期純利益は、税金費用を94億9千5百万円計上したことにより、261億1千3百万円（同0.1%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

日本

売上高
67,133百万円
(前連結会計年度比11.0%減)

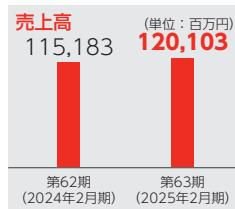
日本セグメントは、売上高のほとんどが欧州ディストリビューター向けの販売で占められております。欧州では、住宅ローン金利の高止まりとエネルギー価格をはじめとした生活費の高騰により住宅需要が低迷しており、建設投資などの非住宅関連の建設工事需要も軟化しております。このような環境下、欧州ディストリビューター向けの販売台数は前連結会計年度を大きく下回り、売上高は671億3千3百万円（前連結会計年度比11.0%減）となりました。セグメント利益は、製品価格の値上げ、及び円安影響等により343億5百万円（同11.7%増）となりました。



米国

売上高
120,103百万円
(前連結会計年度比4.3%増)

米国セグメントでは、住宅ローン金利と住宅価格の高止まりにより新築住宅の着工件数は調整局面が継続していることに加え、次期大統領による関税及び通商政策の見極め等により、投資に対して慎重な姿勢が強まりました。このような環境下、製品購入時期を見合わせる動きがあり、製品販売が当第4四半期で落ち込み、前連結会計年度比で販売台数が減少しましたが、製品価格の値上げ、及び円安影響等により、売上高は1,201億3百万円（前連結会計年度比4.3%増）となり、セグメント利益は109億1千1百万円（同0.4%増）となりました。



英国

売上高
14,547百万円
(前連結会計年度比19.9%増)

英国セグメントでは、住宅ローン金利の高止まりとエネルギー価格をはじめとした生活費の高騰が住宅需要を押し下げておりましたが、インフレ率の低下にともない個人消費に回復の兆しがみられたことや、販売促進のための値下げを実施したことも奏功し、前連結会計年度比で販売台数が増加しました。このような環境下、円安影響等もあり、売上高は145億4千7百万円（前連結会計年度比19.9%増）となり、値下げを実施したこと等により、セグメント利益は4億9千9百万円（同45.2%減）となりました。



フランス

売上高
11,325百万円
(前連結会計年度比15.6%増)

フランスセグメントでは、住宅ローン金利の高止まりとエネルギー価格をはじめとした生活費の高騰が住宅需要を押し下げていることに加え、低調な経済環境の継続により建設機械のみならず全般において投資意欲が減退しております。このような環境下、販売促進のための値引きにより製品の販売台数は前連結会計年度を上回ったことに加え、円安影響等もあり、売上高は113億2千5百万円（前連結会計年度比15.6%増）となり、本社からの仕切り価格の値上げにより、セグメント利益は8億1千6百万円（同16.1%減）となりました。



中国

売上高
120百万円
(前連結会計年度比6.5%増)

中国セグメントは、日本セグメントに向けた建設機械の部品の製造・販売が事業の大半であり、外部顧客への売上高は1億2千万円（前連結会計年度比6.5%増）となり、セグメント利益は2億9千7百万円（同113.2%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は、33億3千3百万円であり、主なものは日本において、人材確保を目的とした社員寮の新設に6億9千3百万円、パーツセンター及び事務スペース拡張のための新棟に8億6千2百万円であります。

③ 資金調達の状況

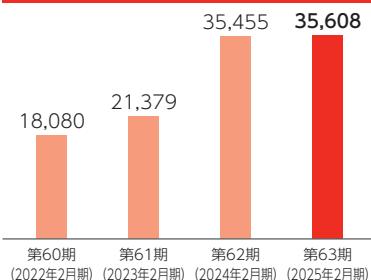
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

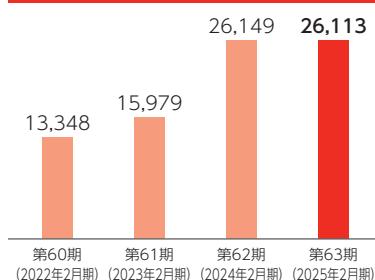
売上高 (単位：百万円)



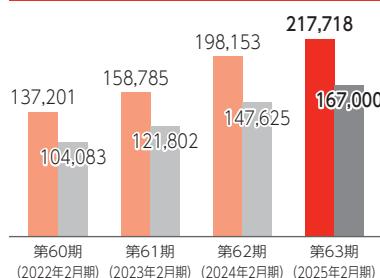
経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第60期 (2022年2月期)	第61期 (2023年2月期)	第62期 (2024年2月期)	第63期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高	(百万円) 140,892	178,966	212,627	213,230
経常利益	(百万円) 18,080	21,379	35,455	35,608
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 13,348	15,979	26,149	26,113
1株当たり当期純利益	(円) 279.91	335.19	548.58	552.45
総資産	(百万円) 137,201	158,785	198,153	217,718
純資産	(百万円) 104,083	121,802	147,625	167,000
1株当たり純資産額	(円) 2,182.68	2,555.26	3,096.99	3,614.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第61期の期首から適用しており、第61期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.	3,177千米ドル	100.0	建設機械の製造・販売
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.	2,211千英ポンド	100.0	建設機械の販売
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.	2,280千ユーロ	100.0	建設機械の販売
竹内工程機械（青島）有限公司	16,000千米ドル	100.0	建設機械用部品の製造

(4) 対処すべき課題

当社グループでは3年間（2026年2月期～2028年2月期）の第四次中期経営計画を策定し、以下の課題に取り組んでまいります。

なお、資料中の将来に関する事項は、米国の関税政策による影響を見込んでおりません。

① 販売網の拡充とアフターパーツの販売拡大

イ) 北米

ディーラー網を現在の280拠点から3年後には360拠点へ拡大し、主力製品であるクローラーローダー及びショベルの積極的な販売活動に取り組みます。

ロ) 欧州

2025年下半年からの欧州経済の回復を前提に、主力製品であるショベルの販売回復、クローラーローダーの段階的拡販に取り組みます。

ハ) オセアニア

オーストラリアにディストリビューターを追加し、既存ディストリビューターとの相乗効果により、ショベルとローダーの販売拡大を目指します。また、地域別売上高の開示区分をこれまでの「アジア」から「アジア・オセアニア」に変更し、四半期ごとに実績を開示いたします。

二) アフターパーツ

純正部品によるメリット（高品質・安心）を訴求するとともに、純正部品を使用することを条件としたメーカー保証期間の延長を顧客に提案すること等により、アフターパーツ売上を拡大いたします。また、アフターパーツ売上の実績を四半期ごとに開示いたします。

② 生産機種の再編成とクローラーローダー新工場の建設

イ) 本社工場と青木工場の生産機種を再編成し、ショベルの生産能力をクローラーローダーに振り向けるとともに、増員による生産台数の底上げ、トレーニングによる生産効率の向上等により、2028年2月期には、クローラーローダーの生産台数を2025年2月期と比べて2倍に引き上げます。

-) 2029年2月期以降の事業拡大を見据え、青木工場の隣接地にクローラーローダー新工場を建設します。新工場がフル稼働に至ると、ショベルとクローラーローダーを合わせた生産能力は、1.3倍となる見込みです。

③ 電池式ミニショベルのラインナップ拡充

パワフル、耐久性、操作性、快適性といった当社製品の強みを発展させつつ、電池式ミニショベルのラインナップを拡充いたします。なお、販売中の2トン級に続き、1.5トン級と3.5トン級のプロトタイプを市場でテストしております。

④ 人的資本への投資

「人財こそが企業力の源泉」「人への分配は未来への投資」との基本方針のもと、社員のウェルビーイング向上のための施策を強力に推し進めます。当社グループが目指す姿の共有、学ぶ機会の提供、健康経営の実践、ワークライフバランスの向上、DE&Iの推進等の取り組みを通じて、社員がいきいきと働ける職場環境の実現を目指します。

⑤ サステナビリティ経営の推進

イ) 環境 (GHG排出量の削減)

製品からのGHG 環境に優しい製品開発

工場からのGHG 省エネ活動の推進、太陽光パネルの設置、グリーン電力の使用

ロ) 社会 (ステークホルダーエンゲージメントの強化)

株主 社長・取締役との十分な対話機会の確保、ご意見・ご要望を経営に反映

社員 ウェルビーイングの向上、エンゲージメントサーベイの実施

販売先 お客様の現場・現物・現実を確認、製品開発とサービス向上に活かす

調達先 CSR調達方針への賛同要請、パートナーシップ構築宣言への賛同

ハ) 企業統治 (ガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化)

グローバル経営の基盤強化 企業法務の強化、管理部門の陣容強化、IT投資

リスクマネジメント サイバーセキュリティの強化

取締役の報酬制度改定 固定報酬と業績連動報酬の割合見直し

なお、第四次中期経営計画の最終年度（2028年2月期）の数値目標を以下のとおり定めています。

*資料中の将来に関する事項は、米国の関税政策による影響を見込んでおりません。

		2025年2月期 実績	2028年2月期 数値目標
北米 売上高		1,200億円	1,784億円
└ 販売台数 増加率			+60%
欧州 売上高		875億円	1,087億円
└ 販売台数 増加率			+30%
アジア・オセアニア 売上高		28億円	100億円
日本・その他地域 売上高		27億円	29億円
連結売上高		2,132億円	3,000億円
└ このうちアフターパーツ売上		173億円	208億円
営業利益		371億円	520億円
└ 営業利益率		17.4%	17.3%
1株当たり当期純利益		552.45円	800円
自己資本利益率 (ROE)		16.6%	※2 17%以上
為替レート	米ドル	※1 152.65円	140.00円
	英ポンド	194.85円	180.00円
	ユーロ	163.74円	153.00円
	人民元	21.13円	19.50円

※1 2025年2月期の為替レートは、12ヶ月間の期中平均レートを表示しております。

※2 当社は以下を参考に、株主資本コストを10%と認識しており、株主資本コストを上回るROEを堅持したいと考えております。

■ アンケート法

機関投資家の皆様へのヒアリングしたところ、10%程度とする方が多い。

■ CAPM法

リスクフリーレート (1.1%) + β 値 (1.33) × 市場リスクプレミアム (6%) ÷ 9%

■ 益利回り法 (PERの逆数)

株主株式のPERは8倍から9倍で推移 → ゆえに $1/8 = 12.5\%$ 、 $1/9 = 11.1\%$

株主の皆様のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも皆様のご期待にお応えできるよう努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

事業区分	主要製品
建設機械事業	ミニショベル・油圧ショベル・クローラーローダー等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年2月28日現在)

① 当社

本社	長野県埴科郡坂城町
工場	長野県埴科郡坂城町、長野県小県郡青木村、長野県千曲市
オフィス	東京都港区
パーツセンター	オランダヘルダーラント州

② 子会社

TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.	本社工場	米国ジョージア州 米国サウスカロライナ州
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.	本社	英国ランカシャー州
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.	本社	フランスバルドワーズ県
竹内工程機械（青島）有限公司	本社	中国山東省青島市

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,277 (527) 名	79名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、臨時雇用者数（常用パート、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含みます。）は、年間の平均人数を（）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
732 (500) 名	58名増	36.61歳	9.70年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時雇用者数（常用パート、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含みます。）は、年間の平均人数を（）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式の状況 (2025年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 138,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,999,000株
(自己株式2,713,827株を含む。)
- (3) 株主数 36,742名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社テイク	5,159	11.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,570	9.87
竹内敏也	2,656	5.73
株式会社日本カストディ銀行	2,145	4.63
東京中小企業投資育成株式会社	1,803	3.89
公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会	1,503	3.24
竹内好敏	1,500	3.24
株式会社八十二銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,440	3.11
SMBC日興証券株式会社	979	2.11
野村信託銀行株式会社	757	1.63

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,713,827株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数4,570千株には、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株77千株が含まれておりますが、自己株式に含めておりません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2025年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹 内 明 雄		※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役会長 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役社長 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役社長 ※竹内工程機械 (青島) 有限公司 董事長 公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会 代表理事
代表取締役社長	竹 内 敏 也	監査室担当	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役 ※竹内工程機械 (青島) 有限公司 董事
取締役	渡 辺 孝 彦	購買部、生産管理部、 品質部、戸倉工場担当	※竹内工程機械 (青島) 有限公司 董事
取締役	Clay Eubanks	営業部、アフターセールス サポート部担当	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役副会長 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役
取締役	小 林 修	経営管理部、総務部、 法務室、人事部、 情報システム部担当	
取締役	横 山 浩	開発部、本社工場、 青木工場、生産技術部担当	
取締役 (常勤監査等委員)	草 間 稔		
取締役 (監査等委員)	小 林 明 彦		片岡総合法律事務所パートナー 中央大学法科大学院教授
取締役 (監査等委員)	岩 渕 道 男		岩渕道男公認会計士事務所代表 学校法人松商学園常務理事 株式会社R & Cホールディングス社外監査役 キッセイ薬品工業株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	宮 田 裕 子		人事コンサルタント (個人事業主) 株式会社ローソン社外監査役
取締役 (監査等委員)	織 英 子		神田法律事務所代表 株式会社カネテック社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の小林明彦、岩淵道男、宮田裕子及び織英子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）の小林明彦、岩淵道男、宮田裕子及び織英子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員）草間稔氏は、永年勤務した銀行で培われた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）岩淵道男氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために草間稔氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. ※は、当社の100%子会社であり、当社と同一の事業を営んでおります。
7. 取締役（監査等委員）宮田裕子氏の戸籍上の氏名は、矢嶋裕子であります。
8. 取締役（監査等委員）宮田裕子氏は、2025年5月26日付で株式会社ローソンの社外監査役を退任予定です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員及び執行役員であり、その保険料は全額当社が負担しております。

被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職責を踏まえた適正な水準とすることを目的として「固定報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されます。監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、「固定報酬」のみで構成されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会といたします。当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又は算定方法の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、取締役会で選任された取締役及び独立社外取締役全員で構成する任意の報酬諮問委員会を設置いたします。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬諮問委員会での審議を経て、答申を受けた議案に基づき、取締役会において決議いたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定は、取締役会の決議により報酬諮問委員会が委任を受け決定しております。

ロ) 個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬は、月例とし、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、役位、職務、在任年数、会社業績、従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定いたします。

ハ) 個人別の固定報酬の額に関する決定方法及び委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の「固定報酬」の内容については、取締役会の決議により委任を受けた報酬諮問委員会が審議・決定しております。委任を受けた同委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額について、取締役会で決定した方針に従い、株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定する権限を有しております。当事業年度における同委員会の構成員は、次の通りです。

報酬諮問委員会

委員長　：社外取締役（監査等委員）　小林 明彦
委員　　：社外取締役（監査等委員）　岩淵 道男、社外取締役（監査等委員）　宮田 裕子、
社外取締役（監査等委員）　織 英子、代表取締役社長　竹内 敏也、
取締役（常勤監査等委員）　草間 稔

報酬諮問委員会は、独立社外取締役が議長を務め、構成員の過半数を独立社外取締役が占めております。独立社外取締役は、各取締役の職務執行の状況を客観的に評価できる立場にあります。また、同委員会の構成員である代表取締役社長は、職責上、当社の業績及び事業環境等を俯瞰し、各取締役の職務執行の状況を把握しております。このため、個人別の報酬額の決定プロセスにおいて、客観性及び透明性が確保され、公正かつ十分な審議ができることから、取締役会が同委員会に個人別の報酬額の決定を委任しております。

二) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、業務執行から独立した立場にある社外取締役全員と当社の業績及び事業環境等を俯瞰し、各取締役の職務執行の状況を把握している代表取締役社長をメンバーとする報酬諮問委員会で審議・決定しており、手続の客観性及び透明性が確保されているため、取締役会としては、個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ) 監査等委員である取締役の報酬等に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、監査等委員会であり、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員の職務と責任を勘案し監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

ハ) 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等として、「業績連動型株式報酬」を採用しております。

「業績連動型株式報酬」については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP」信託という。）を導入しております。

なお、BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、連結営業利益率の目標達成度及び役位に応じて、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が、取締役の退任時に交付及び給付される株式報酬型の役員報酬です。

「業績連動型株式報酬」は、連結営業利益率の実績に応じて、33%から150%の範囲で報酬を決定しております。また、報酬は役位に応じて差を設けており、代表取締役社長を1.00として1.00から0.25の範囲で決定しております。

連結営業利益率を「業績連動型株式報酬」に係る指標として選択した理由は、連結営業利益率が本業によって得た売上高に対し、どの程度利益を得ることができたかを示す指標であり、経営効率性を評価するものとして適当と判断しているためであります。

なお、当事業年度の連結営業利益率は、17.4%となりました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬と業績連動型株式報酬の割合については、固定報酬を主としております。当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）における固定報酬と業績連動型株式報酬の支給割合は、おおむね、17：1となっています。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型 株式報酬	
		金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	312 (-)	295 (-)	17 (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	56 (32)	56 (32)	- (-)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	369 (32)	352 (32)	17 (-)	11 (5)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の該当者はおりません。
3. 業績連動型株式報酬は、当事業年度に係る役員株式給付引当金繰入額であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2023年5月25日開催の第61期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額を年額400百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております (決議された時点において、その定めの対象とされていた取締役の員数は6名)。なお、別枠で、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) について2016年5月27日開催の第54期定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として3事業年度を対象として、合計100百万円以内と決議いただいております (決議された時点において、その定めの対象とされていた取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は5名)。また、2023年5月25日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額60百万円以内と決議いただいております (決議された時点において、その定めの対象とされていた監査等委員である取締役の員数は4名)。
5. 取締役 (監査等委員) の区分には、社外取締役から取締役 (監査等委員) に変更となった1名について、社外取締役在任期間分は社外取締役として報酬及び員数を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 (監査等委員) 小林明彦氏は、片岡総合法律事務所パートナー及び中央大学法科大学院教授であります。当社と両兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 岩渕道男氏は、岩渕道男公認会計士事務所代表及び学校法人松商学園常務理事、株式会社R & Cホールディングス社外監査役、キッセイ薬品工業株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 宮田裕子氏は、人事コンサルタント (個人事業主) 及び株式会社ローソン社外監査役であります。当社と両兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 織英子氏は、神田法律事務所代表及び株式会社カネテック社外監査役であります。当社と両兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 小林 明彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。主に法律専門家としての法律等の専門的見地から発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会においては委員長として、役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 岩淵 道男	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地から発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会において役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 宮田 裕子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査等委員会15回のうち14回に出席いたしました。主に人事コンサルタントとしての人的資本経営に関する専門的見地から発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会において役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 織 英子	2024年5月29日就任以降に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に法律専門家としての法律等の専門的見地からの発言に加えて、特に豊富な経験と深い見識を有する労働安全衛生の向上、職場環境の改善に関して発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会において役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。

*上記の取締役会回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「サステナビリティ開示に関する助言業務」（EU企業サステナビリティ報告指令（CSRD）対応に関する助言業務）について対価を支払っております。

(4) 連結子会社の監査

当社の以下の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

法人名
TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.
竹内工程機械（青島）有限公司

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第63期 2025年2月28日現在
資産の部	
流動資産	177,254
現金及び預金	46,482
受取手形及び売掛金	45,586
商品及び製品	50,343
仕掛品	15,676
原材料及び貯蔵品	14,477
その他	5,886
貸倒引当金	△1,198
固定資産	40,464
有形固定資産	29,091
建物及び構築物	18,729
機械装置及び運搬具	3,875
工具、器具及び備品	1,098
土地	4,287
建設仮勘定	1,100
無形固定資産	672
投資その他の資産	10,700
投資有価証券	168
繰延税金資産	9,088
退職給付に係る資産	481
その他	983
貸倒引当金	△21
資産合計	217,718

科目	第63期 2025年2月28日現在
負債の部	
流動負債	49,974
買掛金	36,022
未払法人税等	5,867
賞与引当金	792
製品保証引当金	3,094
その他	4,197
固定負債	744
役員株式給付引当金	130
退職給付に係る負債	138
その他	475
負債合計	50,718
純資産の部	
株主資本	147,448
資本金	3,632
資本剰余金	3,631
利益剰余金	149,217
自己株式	△9,033
その他の包括利益累計額	19,551
その他有価証券評価差額金	58
為替換算調整勘定	19,303
退職給付に係る調整累計額	190
純資産合計	167,000
負債純資産合計	217,718

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第63期 2024年3月1日から 2025年2月28日まで
売上高	213,230
売上原価	157,221
売上総利益	56,009
販売費及び一般管理費	18,866
営業利益	37,142
営業外収益	766
受取利息	526
受取配当金	4
その他	234
営業外費用	2,300
固定資産除却損	44
為替差損	2,252
その他	2
経常利益	35,608
税金等調整前当期純利益	35,608
法人税、住民税及び事業税	13,311
法人税等調整額	△3,816
当期純利益	26,113
親会社株主に帰属する当期純利益	26,113

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第63期 2025年2月28日現在
資産の部	
流動資産	112,208
現金及び預金	33,343
受取手形	4
売掛金	49,398
商品及び製品	12,037
仕掛品	1,539
原材料及び貯蔵品	11,898
前払費用	248
未収消費税等	3,426
その他	311
貸倒引当金	△0
固定資産	30,381
有形固定資産	18,134
建物	10,403
構築物	1,454
機械及び装置	2,319
車輛及び運搬具	135
工具、器具及び備品	735
土地	2,196
建設仮勘定	889
無形固定資産	543
借地権	122
ソフトウェア	418
その他	2
投資その他の資産	11,704
投資有価証券	168
関係会社株式	7,397
関係会社出資金	432
関係会社長期貸付金	750
破産更生債権等	21
長期前払費用	445
前払年金費用	207
保険積立金	192
繰延税金資産	1,787
その他	323
貸倒引当金	△21
資産合計	142,590

科目	第63期 2025年2月28日現在
負債の部	
流動負債	39,117
買掛金	28,259
未払金	2,072
未払費用	244
未払法人税等	5,867
賞与引当金	792
製品保証引当金	1,218
その他	661
固定負債	544
役員株式給付引当金	130
資産除去債務	124
その他	288
負債合計	39,661
純資産の部	
株主資本	102,870
資本金	3,632
資本剰余金	3,631
資本準備金	3,631
利益剰余金	104,639
利益準備金	22
その他利益剰余金	104,617
別途積立金	18,060
繰越利益剰余金	86,557
自己株式	△9,033
評価・換算差額等	58
その他有価証券評価差額金	58
純資産合計	102,928
負債純資産合計	142,590

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第63期 2024年3月1日から 2025年2月28日まで
売上高	200,612
売上原価	155,943
売上総利益	44,668
販売費及び一般管理費	13,287
営業利益	31,380
営業外収益	312
受取利息及び配当金	122
デリバティブ評価益	69
その他	120
営業外費用	2,342
固定資産除却損	17
為替差損	2,324
その他	1
経常利益	29,350
税引前当期純利益	29,350
法人税、住民税及び事業税	9,562
法人税等調整額	△966
当期純利益	20,753

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社竹内製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中安 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽木利宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社竹内製作所の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社竹内製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社竹内製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	<u>中安 正</u>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	<u>朽木利宏</u>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社竹内製作所の2024年3月1日から2025年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

株式会社竹内製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 草間 稔 ⑩

監査等委員 小林明彦 ⑩

監査等委員 岩淵道男 ⑩

監査等委員 宮田裕子 ⑩

監査等委員 織 英子 ⑩

(注) 監査等委員小林明彦、岩淵道男、宮田裕子及び織 英子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

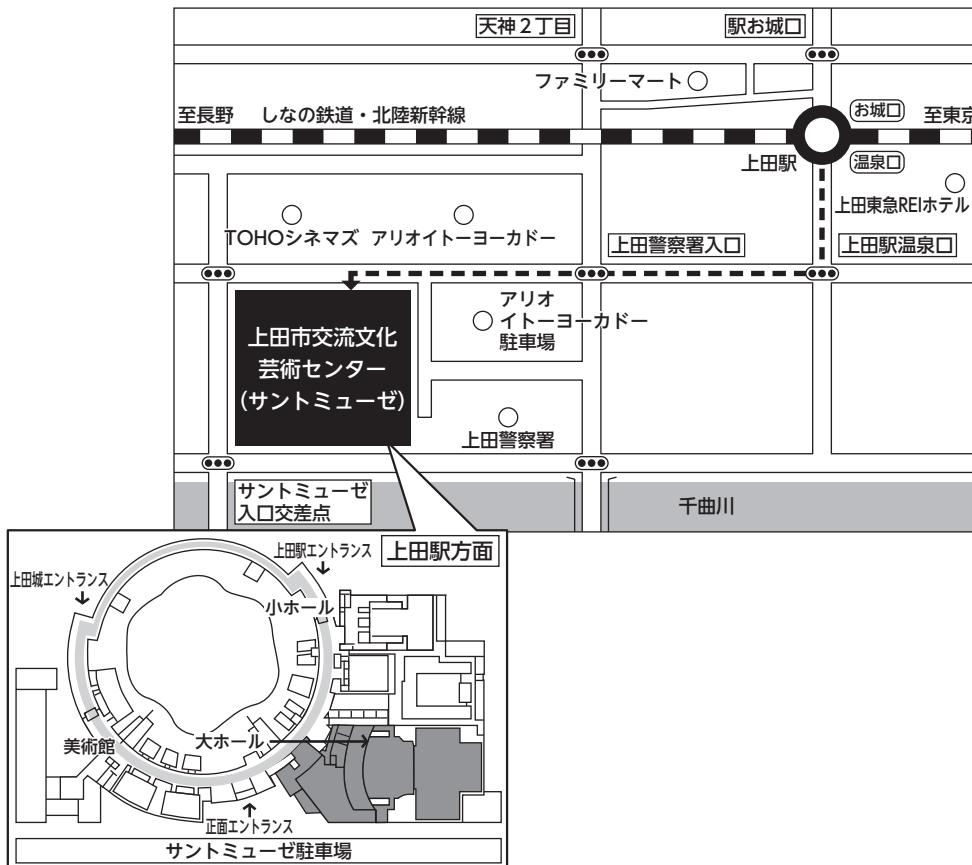
定時株主総会会場ご案内図

会場

サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール
〒386-0025 長野県上田市天神三丁目15番15号
TEL：0268-27-2000 FAX：0268-27-2310

電車の場合

北陸新幹線・しなの鉄道・上田電鉄別所線「上田駅」温泉口から徒歩約7分
徒歩でお越しの株主様は「上田駅エントランス」からご入場ください。



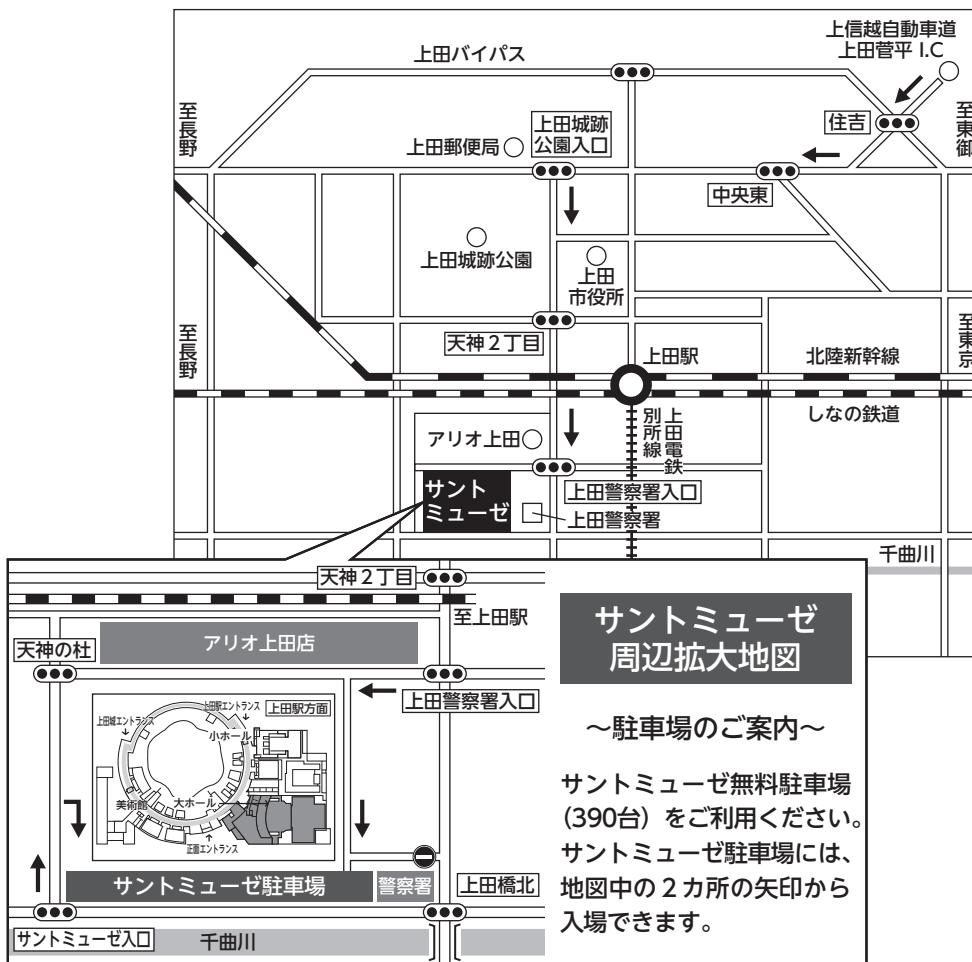
定時株主総会会場ご案内図

会場

サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール
〒386-0025 長野県上田市天神三丁目15番15号
TEL：0268-27-2000 FAX：0268-27-2310

お車の場合

上信越自動車道「上田菅平I.C」から約15分
駐車場ご利用の株主様は「正面エントランス」からご入場ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。